

令和6年7月25日からの大雨による災害に伴う被害を受けた方々への支援について

(2024年7月29日更新)

令和6年7月25日からの大雨により、被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・お届け印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村

秋田県：横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、

仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村

山形県：鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、

最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、

東田川郡三川町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町

○最新の適用市区町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください。

[令和6年7月25日からの大雨災害にかかる災害救助法の適用について【第5報】\[内閣府ホームページ\]](#)

2024年7月29日時点の財務局・日本銀行発表資料に基づき記載しています。

以上